○福岡県地域警察運営規程

平成元年１０月２５日

福岡県警察本部訓令第２０号

福岡県地域警察運営規程を次のように定める。

福岡県地域警察運営規程

福岡県外勤警察運営規程（昭和４５年福岡県警察本部訓令第１号）の全部を次のように改正する。

目次

第１章　総則

第１節　通則（第１条―第５条）

第２節　運営の方針（第６条―第８条）

第３節　勤務制等（第９条―第１２条）

第４節　活動の基本（第１３条―第１８条）

第５節　地域警察幹部等の勤務（第１９条―第２３条）

第２章　地域警察活動

第１節　通則（第２４条―第２９条）

第２節　交番及び駐在所（第３０条―第３６条）

第３節　自動車警ら班等（第３７条―第３９条）

第４節　警ら・機動取締班（第４０条）

第５節及び第６節　削除

第７節　移動交番車及び直轄警ら隊（第４４条・第４５条）

第８節　削除

第３章　活動の記録等（第４８条―第５０条）

第１章　総則

第１節　通則

（趣旨）

第１条　この訓令は、地域警察運営規則（昭和４４年国家公安委員会規則第５号。以下「規則」という。）に基づき、福岡県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第２条　地域警察の運営については、規則、福岡県警察処務規程（昭和５１年福岡県警察本部訓令第３号。以下「処務規程」という。）その他別に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

（活動単位）

第３条　地域警察の活動単位は、交番、駐在所、自動車警ら班、自動車警ら隊、警ら・機動取締班、警備派出所、検問所、連絡派出所、移動交番車及び直轄警ら隊とする。

（統括責任者、班長等の指定）

第４条　警察署長（以下「署長」という。）は、ブロック（隣接する２以上の交番又は駐在所の所管区を結合した区域をいう。以下同じ。）に所要の統括責任者を置き、当該ブロック内の交番又は駐在所に配置されている地域警察幹部のうちから指定するものとする。

２　署長は、地域警察官が２人以上配置されている交番、駐在所、警備派出所、検問所又はブロックに所要の班長を置き、それぞれ当該勤務員のうちから指定することができる。

３　警察本部（以下「本部」という。）の自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）又は署長は、自動車警ら班又は自動車警ら隊（以下「自動車警ら班等」という。）に所要の車長を置き、それぞれ当該勤務員のうちから指定することができる。

（服装の特例）

第５条　自動車警ら隊長及び署長（以下「署長等」という。）は、犯罪捜査等のため必要があると認めるときは、地域警察官に私服を着用させることができる。

第２節　運営の方針

（運営の方針）

第６条　署長等は、地域に密着した総合的かつ弾力的な地域警察を運営するため、活動単位ごとの相互の連携に配意するとともに通常基本勤務及び特別勤務の効率的運用を図るものとする。

２　署長等は、特別勤務の運用に当たっては、通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を必要最小限にするよう配意しなければならない。

（転用勤務）

第７条　署長等は、警察の総合運営の立場から判断し、真にやむを得ない場合のほか地域警察官を地域警察等勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

２　署長等は、地域警察官を転用勤務に従事させる必要がある場合において、当該転用勤務の期間が一定期間以上のときは、転用勤務承認申請書（様式第１号）により、地域部長の承認を受けなければならない。

（細則の制定）

第８条　署長等は、この訓令の施行に関し必要な細則を定め、警察本部長の承認を受けなければならない。

２　前項の細則を変更するときは、同項の規定を準用するものとする。ただし、細則中の別表、様式及び形式的なものの変更については、地域部長に報告すること。

第３節　勤務制等

（勤務制）

第９条　地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　交替制勤務

ア　二交替勤務　当務（一昼夜勤務をいう。以下同じ。）、非番を繰り返す勤務

イ　三交替勤務　日勤、当務、非番を繰り返す勤務

ウ　変則三交替勤務　三交替勤務で、日勤、当務、非番が変則となる勤務

エ　その他の交替勤務　二交替勤務、三交替勤務及び変則三交替勤務以外の勤務

(2)　日勤制勤務

ア　通常勤務　福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１０年福岡県条例第１号）第３条第２項に規定する勤務時間による勤務

イ　毎日勤務　毎日の勤務時間が指定される勤務

(3)　駐在制勤務

駐在所に居住し、毎日の勤務時間が指定される勤務

（勤務制の指定）

第１０条　活動単位ごとの勤務制の指定は、次に掲げるとおりとする。

(1)　交番　交替制勤務又は日勤制勤務

(2)　駐在所　駐在制勤務又は日勤制勤務

(3)　自動車警ら班　交替制勤務

(4)　自動車警ら隊　交替制勤務

(5)　警ら・機動取締班　交替制勤務

(6)　警備派出所　交替制勤務

(7)　検問所　交替制勤務

(8)　連絡派出所　交替制勤務

(9)　移動交番車　日勤制勤務

(10)　直轄警ら隊　日勤制勤務

２　前項各号に掲げる活動単位以外で勤務する地域警察官の勤務制は、署長等が定めるものとする。

（班の編成）

第１１条　署長は、交番及び駐在所の地域警察官を班に編成して運用することができる。

（勤務計画の基準）

第１２条　交番、駐在所及び自動車警ら班等の警ら用無線自動車（以下「無線自動車」という。）で勤務する勤務員の勤務計画の基準は、別表第１のとおりとする。

２　警ら・機動取締班の勤務計画の基準については、別に定める。

３　直轄警ら隊の勤務計画の基準は、直轄警ら隊運営要綱の制定について（昭和４５年福警勤

内訓第２号。以下「警ら隊運営要綱」という。）第９条に定めるところによる。

４　警備派出所、検問所、連絡派出所及び移動交番車で勤務する勤務員の勤務計画の基準は、署長が定めるものとする。

５　署長等は、第１項の基準に基づき所管区等の実情に応じ交番、駐在所及び無線自動車の勤務計画の基準を定めるものとする。

第４節　活動の基本

（基本計画）

第１３条　署長等は、地域警察の効率的運用を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする基本計画を策定するものとする。

(1)　地域警察官の指導体制の編成

(2)　交番所長の任命

(3)　統括責任者、班長及び車長の指定

(4)　警ら区、警ら要点及び警ら路線の指定並びに警らの方法

(5)　所管区（交番及び駐在所の担当区域をいう。以下同じ。）ごとの受持区及び担当者の指定

(6)　ブロックの指定

(7)　所管区ごとの警察官立寄所の指定

(8)　その他地域警察運用上必要な事項

２　署長等は、前項に規定する基本計画を策定又は改定したときは、その都度地域部長に報告しなければならない。

（地域警察運営会議等）

第１４条　署長等は、地域警察の効果的運営を図るため、毎月１回、各課（係）長以上の幹部で構成する地域警察運営会議を開き、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1)　基本計画の策定に関する必要事項

(2)　活動単位及びブロックごとの活動重点及び指導教養重点

(3)　課（係）相互間の連絡調整

(4)　その他地域警察運営上必要な事項

２　署長等は、地域警察活動の効率化を図るため、地域警察官による係長会議、ブロック会議、所管区会議等を随時開催し、ブロック又は所管区等の活動の反省、検討、情報交換等を行うものとする。

（月間計画）

第１５条　署長等は、次の各号に掲げる事項を内容とする月間計画を策定し、毎月２５日までに翌月分を地域警察官に示達しなければならない。

(1)　勤務割

(2)　活動重点及び具体的実施要領

(3)　予定できる特別勤務の活動要領

２　署長等は、前項に規定する翌月分の月間計画を毎月末までに地域部長に報告しなければならない。

（勤務計画）

第１６条　活動単位で勤務する地域警察幹部は、月間計画を勘案するとともに、第１２条第４項及び第５項に定める勤務計画の基準に基づき、勤務日ごとの勤務計画を策定し、署長等の承認を受けなければならない。

（勤務計画の変更）

第１７条　地域警察官は、勤務計画を変更する必要があると認めるときは、活動を共にする地域警察幹部を通じ署長等（当直時間にあっては当直主任）の承認を受けなければならない。ただし、そのいとまのないときは、必要な措置をとった後速やかに報告しなければならない。

（所管区のブロック運用）

第１８条　署長は、地域警察の効率的運用を図るため、ブロックによる運用を行うことができる。

第５節　地域警察幹部等の職務

（地域警察幹部の職務）

第１９条　地域警察幹部は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1)　地域警察の運用に関する企画及び実施

(2)　他課（係）との連絡調整

(3)　事件又は事故の処理その他の地域警察活動

(4)　地域警察官の指揮監督及び指導教養

（地域警察等幹部以外の幹部の職務）

第２０条　地域警察等幹部以外の幹部は、努めて交番、駐在所、警備派出所、検問所及び連絡派出所（以下「交番等」という。）を巡回し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要な事項について指導教養に当たるものとする。

（班長及び車長の職務）

第２１条　班長は、活動単位相互及びブロック内の緊密な連携を図るとともに、活動を共にする地域警察官に対し、実務の指導に当たるものとする。

２　車長は、活動単位相互の緊密な連携を図るとともに、活動を共にする地域警察官に対し、実務の指導に当たるものとする。

（指導教養計画）

第２２条　署長は、幹部の指導教養が活動単位及び個々の地域警察官の実態に応じて実施されるよう毎月の指導教養計画を策定しなければならない。

（指導教養結果の報告及び記録）

第２３条　幹部は、地域警察官に対して指導教養を行ったときは、別表第２の区分に従い、その結果を当該署長に報告しなければならない。この場合の報告は、当該警察署において地域部の分掌事務を所掌する課の長（地域管理官が配置されている警察署にあっては、地域管理官）を経由するものとする。

第２章　地域警察活動

第１節　通則

（事件等の処理範囲等）

第２４条　地域警察官の行う事件、事故等の処理は、初動的な措置を原則とする。ただし、交番等で活動する地域警察官が処理する事件等で最終まで処理する一貫的処理基準は、別に定める。

２　前項以外の事件、事故等の処理範囲及び無線自動車で活動する地域警察官の行う事件、事故等の処理範囲は、当該署長等が定めるものとする。

３　地域警察官は、前２項に定める事件、事故等を処理するに当たり、他の警察部門との共同処理を必要と認めるときは、その応援を求めることができる。

４　地域警察幹部以外の幹部は、前項の応援要請を受けたときは、必要な指示を行うとともに速やかに応援措置を講じ、当該事件、事故等を迅速、適正に処理するよう努めなければならない。

５　地域警察官は、第１項及び第２項に定める事件、事故等を処理するに当たっては、別に定めるところにより取調べ状況を明らかにしておかなければならない。

６　地域警察官は、交番相談員から被害届（自転車盗及びオートバイ盗の被害届に限る。）の代書又は預かりの引継ぎを受けたときは、これを受理するものとする。

７　前項の引継ぎを受けた地域警察官は、犯罪捜査規範（昭和３２年国家公安委員会規則第２号）その他の捜査に関する規程に定める措置をとるものとする。

８　地域警察官は、物件交通事故の当事者から必要な事情聴取及び事実確認を行い、当該物件交通事故が現場見分を省略することができ、かつ、立件又は告知を要しない場合は、交番相談員に対し、物件交通事故報告書の作成を補助するよう指示することができる。

９　前項の指示をした地域警察官は、交番相談員が作成を補助した物件交通事故報告書が正しく作成されていることを確認した上で、作成者欄に署名押印するものとする。

（警ら区、警ら要点等）

第２５条　署長は、所管区又は警備区（警備派出所の担当区域をいう。以下同じ。）に所要の警ら区及び警ら要点を定めなければならない。この場合において、特に必要があると認める所管区又は警備区については、警ら路線を定めるものとする。

２　署長は、管轄区域を分けて無線自動車の警ら区を定めなければならない。

３　本部自動車警ら隊の地区隊及び活動の拠点としての分駐所の名称及び所在地は、別表第４に定めるとおりとする。

４　警ら・機動取締班に所属する無線自動車の活動の拠点としての分駐所の名称及び所在地は、別に定める。

５　警ら区域は、地域の実情により、本部自動車警ら隊にあっては地域部長の、北九州市警察部機動警察警ら・機動取締班にあっては北九州市警察部長の定めるところによる。

（警察官立寄所）

第２６条　署長は、警ら区の適当な場所に警察官立寄所を設置しなければならない。

２　警察官立寄所には、所管区又は警備区を単位として一連番号を付するものとする。

３　警察官立寄所には、別表第５に定める標識を掲示するものとする。

４　警察官立寄所には、立寄表（様式第１号の３）を備え付けるものとする。

（応援要請）

第２７条　所属長は、犯罪捜査その他の理由で無線自動車の応援を必要とする場合は、地域部長に派遣を要請することができる。ただし、北九州市警察部の無線自動車については、北九州市警察部長に行うものとする。

（勤務交替及び引継ぎ）

第２８条　署長等は、地域警察の常時警戒体制に間げきが生じないように、地域警察官の勤務交替の方法等について定めるものとする。

２　地域警察官は、勤務交替に際し、活動中に取り扱った事件、事故、手配及び諸願届、幹部の指示、連絡その他の事務処理のうち、必要があるものについては、服務日誌、訓示・指示簿（様式第２号）等の関係簿冊に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、確実に引き継がなければならない。

３　地域警察官は、勤務交替に際し、車両等、無線機器及び備付物品の点検を行い、確実に引き継がなければならない。

（休憩）

第２９条　休憩は、勤務所のあらかじめ定められた場所において行うものとし、休憩中であっても、他に急訴事件、諸願届等を受理する地域警察官が不在のときは、直ちに受理し必要な措置を講じなければならない。

２　交替制勤務員の休憩時間は、第１２条第１項に定めるとおりとするが当務日における連続休憩時間は、４時間とする。

第２節　交番及び駐在所

（巡回連絡）

第３０条　巡回連絡については、別に定める。

第３１条から第３５条まで　削除

（所管区見取図）

第３６条　地理案内その他所管区活動の資料として、交番、駐在所に所管区見取図を備え付けるものとする。

第３節　自動車警ら班等

（出動時の運行種別）

第３７条　無線自動車が、事件、事故等の現場に出動する場合の運行種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　急行

犯人の逮捕又は傷病者の救護等真に緊急な措置を要する事案処理のため、法令に定める緊急自動車として運行する場合

(2)　直行

前号以外の事案処理のため、法令に定められた通常の通行方法で速やかに運行する場合

（急行）

第３８条　無線自動車の急行は、通信指令課又は警察署の通信室（以下「通信室」という。）からの急行指令を受けたときのほか事案の軽重及び緊急度を慎重に検討し、真にやむを得ない場合に限り行うものとする。

２　無線自動車で活動する地域警察官（以下「乗務員」という。）は、自己の判断により急行を開始する場合は、開始の時刻及び事案の種別を通信指令課及び通信室に報告しなければならない。

３　急行する場合は、法令に定める緊急自動車としての要件を備えるとともに、車載マイクを有効に活用し、安全運転に努めなければならない。

（報告及び連絡）

第３９条　乗務員は、運行中には常時無線を開局するものとし、出動し、帰庁し、又は無線自動車を離れるときは、次の各号に掲げる事項を通信指令課及び通信室に報告しなければならない。

(1)　移動局名

(2)　出動又は帰庁の時刻

(3)　出動用務又は行き先

(4)　所要時間

２　乗務員は、事件、事故等の現場に到着したときは、次の各号に掲げる事項を前項の規定に準じて速やかに報告しなければならない。

(1)　現場到着の時刻

(2)　事件、事故等の種別

(3)　発生の日時及び場所

(4)　被害者、加害者等の状況

(5)　事案の概要

(6)　その他指令者が指示した事項

第４節　警ら・機動取締班

（警ら・機動取締班）

第４０条　警ら・機動取締班の運用については、別に定める。

第５節から第６節まで　削除

第４１条から第４３条まで　削除

第７節　移動交番車及び直轄警ら隊

（移動交番車の活動）

第４４条　移動交番車の活動要領は、この訓令に定めるもののほか、別に定める。

２　署長は、団地地域の地域警察活動を補うため前項の活動要領に準じ、無線自動車を移動交番車として運用することができる。

（直轄警ら隊の活動）

第４５条　直轄警ら隊の活動要領は、この訓令に定めるもののほか、警ら隊運営要綱の定めるところによる。

第８節　削除

第４６条及び第４７条　削除

第３章　活動の記録等

（活動の記録）

第４８条　地域警察官は、別表第６の区分に従い、服務日誌（様式第８号から様式第１３号まで）にその活動状況を記録して署長等に報告しなければならない。

２　交番、駐在所、自動車警ら班及び警備派出所の勤務員における服務日誌については、電磁的方法により記録するものとする。この場合において、署長は、当該記録を記録がされた日の属する年の翌年の１月１日から起算して１年間保存しておかなければならない。

３　第２６条第４項に規定する立寄表は、１か月分を一括して翌月５日までに、所管区ごとに、署長に報告しなければならない。

（報告）

第４９条　地域警察官は、活動を通じて把握した事象で、警察活動上参考となる事項については、注意報告書（様式第１５号）により署長等に報告しなければならない。この場合において、急を要するものは、口頭又は電話で報告するものとする。

（備付簿冊）

第５０条　交番及び駐在所には次に掲げる簿冊（以下「備付簿冊」という。）を、警備派出所、

検問所及び連絡派出所には備付簿冊のうち署長が必要と認める簿冊を備え付け、地域警察活動の資料として整備し、活用するものとする。

(1)　訓示・指示簿

(2)　巡回連絡簿

(3)　索引簿

(4)　巡回連絡カード削除簿

(5)　犯罪捜査控簿

(6)　執務参考簿

(7)　管内要覧

(8)　文書処理簿

2　前項に規定する備付簿冊の様式及び保存期間は、別表第７のとおりとする。

3　署長は、第１項の規程により警備派出所、検問所及び連絡派出所に備え付ける簿冊を定めた場合は、地域部長に報告しなければならない。